

## 安全データシート(SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

製造者情報	会社	<b>ホーザン株式会社</b>
	住所	大阪市浪速区幸町1-2-12
	担当部門	マーケティンググループ
	お問い合わせ窓口	ホーザンテクニカルホットライン
	電話番号	06(6567)3132
製品番号	H-710	
製品名	ステンレスハンダ	
推奨用途及び使用上の制限		ハンダ付け

## 2. 危険有害性の要約

## 化学品のGHS分類、GHSラベル要素

## GHS分類

健康に対する有害性	： 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	： 区分2
	生殖細胞変異原性	： 区分2
	発がん性	： 区分2
	生殖毒性	： 区分1A
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	： 区分3(気道刺激性)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	： 区分1(造血系、心血管系、免疫系、中枢神経系、末梢神経系、肺、腎臓)

(注)記載なきGHS分類区分 : 区分に該当しない／分類できない

## GHSラベル要素



注意喚起語	： 危険
危険有害性情報	： 強い眼刺激 遺伝性疾患のおそれの疑い 発がんのおそれの疑い 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 呼吸器への刺激のおそれ 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(造血系、心血管系、免疫系、中枢神経系、末梢神経系、肺、腎臓)

## 注意書き

安全対策	： 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
------	---

- 指定された個人用保護具を使用すること。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 応急措置 : 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師の診察／手当てを受けること。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。  
吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
眼の刺激が続く場合 : 医師の診察／手当てを受けること。
- 貯蔵 : 換気の良い場所で保管すること。  
容器を密閉しておくこと。  
施錠して保管すること。
- 廃棄 : 内容物／容器を地方／国の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

成分名	CAS No.	含有量 (%)	化審法番号
スズ	7440-31-5	39	-
鉛	7439-92-1	59	-
その他	非開示	2.0	非開示

注記:これらの値は、製品規格値ではありません。

#### 危険有害成分

- 安衛法「表示すべき有害物」該当成分 : スズ、鉛  
安衛法「通知すべき有害物」該当成分 : スズ、鉛  
化管法「特定第1種指定化学物質」該当成分 : 鉛

### 4. 応急措置

#### 応急措置の記述

- 一般的な措置 : 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師の診察／手当てを受けること。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 皮膚(又は髪)に付着した場合 : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。  
皮膚を水又はシャワーで洗うこと。  
皮膚刺激が生じた場合 : 医師の診察/手当てを受けること。

- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。  
 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
 その後も洗浄を続けること。  
 眼の刺激が続く場合 : 医師の診察／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。  
 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 急性症状及び遅延性症状の最も重要な徴候症状  
 徴候症状及び影響に関する具体的な情報なし。
- 医師に対する特別な注意事項  
 : 情報なし。
- 

## 5. 火災時の措置

- 消火剤
- 適切な消火剤 : 粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用すること。  
 使ってはならない消火剤 : 水を使用してはならない。
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、有毒及び／又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- 消火を行う者への勧告
- 特有の消火方法 : 危険を避けられれば燃焼源の供給を止める。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置  
 : 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。  
 消火作業従事者は全面型陽圧の自給式呼吸保護具を着用する。
- 

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置  
 : 区域より退避させる。  
 関係者以外は近づけない。  
 回収が終わるまで十分な換気を行う。  
 適切な保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。  
 下水、排水中に流してはならない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材  
 : 掃き集めて、容器に回収する。
- 二次災害の防止策 : 危険でなければ漏れを止める。  
 全ての発火源を取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
-

## 7. 取扱い及び保管上の注意

## 取扱い

## 技術的対策

取扱者のばく露防止 : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。

局所排気、全体換気 : 排気／換気設備を設ける。

注意事項 : 皮膚に触れないようにする。  
眼に入らないようにする。

安全取扱注意事項 : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。  
保護眼鏡／保護面を着用すること。  
指定された個人用保護具を使用すること。  
取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。

接触回避 : データなし

衛生対策 : 眼、皮膚、衣類につけないこと。  
取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗う。

## 保管

安全な保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。  
容器を密閉しておくこと。  
涼しいところに置き、日光から遮断すること。  
施錠して保管すること。

安全な容器包装材料 : データなし

## 8. ばく露防止及び保護措置

## 管理指標

管理濃度及び濃度基準値 :

鉛 : 作業環境評価基準 0.05mg-Pb/m<sup>3</sup>

## 許容濃度

鉛 : 日本産衛学会(2016) 0.03mg-Pb/m<sup>3</sup>

スズ : ACGIH(2019) TWA : 2mg-Sn/m<sup>3</sup>(I)(じん肺症)

鉛 : ACGIH(1995) TWA : 0.05mg-Pb/m<sup>3</sup>(中枢及び末梢神経系損傷、血液学的影響)

## ばく露防止

設備対策 : 適切な換気のある場所で取扱う。  
排気／換気設備を設ける。  
手洗い／洗顔設備を設ける。

## 保護具

呼吸用保護具 : 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具 : 保護手袋を着用する。

眼の保護具 : 保護眼鏡／顔面保護具を着用する。

皮膚及び身体の保護具 : 保護衣を着用する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理状態	: 固体
色	: 銀色
臭い	: 無臭
臭いの閾値	: データなし
融点／凝固点	: 183～234℃
沸点又は初留点	: データなし
沸点範囲	: データなし
可燃性(ガス、液体及び固体)	: データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
溶解度	
水に対する溶解度	: 不溶
溶媒に対する溶解度	: データなし
n-オクタノール／水分配係数	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び／又は相対密度	: 9.3
相対ガス密度(空気=1)	: データなし
粒子特性	: データなし

---

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の保管条件／取扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性	: データなし
避けるべき条件	: データなし
混触危険物質	: 強塩基、強酸化性物質
危険有害な分解生成物	: 刺激性のガスや蒸気

---

## 11. 有害性情報

## 毒性学的影響に関する情報

急性毒性 : データなし

労働基準法 : 疾病化学物質

スズ(金属ヒュームとして)、鉛

## 局所効果

皮膚腐食性/刺激性 : データなし

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 製品 : 区分2 強い眼刺激

成分データ(日本公表根拠データ)

スズ : 粉じん : 眼刺激性(HSDB, Access on July 2019)

呼吸器感作性又は皮膚感作性 : データなし

生殖細胞変異原性 : 製品 : 区分2 遺伝性疾患のおそれの疑い

: 成分データ(日本公表根拠データ)

鉛 : cat. 2 : DFGOTvol.17, 2002

発がん性 : 製品 : 区分2 発がんのおそれの疑い

成分データ

(日本公表根拠データ)

鉛 : cat. 2 : IARC Gr. 2B (IARC Suppl. 7, 1987 et al.)

(IARC)

鉛 : Group 2B : ヒトに対して発がん性があるかもしれない

(ACGIH)

鉛 : A3(as Pb)(1995) : 確認された動物発がん性因子であるが、  
ヒトとの関連は不明

(日本産衛学会)

鉛 : 第2群B : ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質

(NTP)

鉛 : RAHC : ヒト発がん性があると合理的に予測される物質

生殖毒性 : 製品 : 区分1A 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

成分データ(日本公表根拠データ)

鉛 : cat. 1A : DFGOTvol.17, 2002

## 特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 製品 : 区分3 呼吸器への刺激のおそれ

成分データ(日本公表根拠データ) : 区分3(気道刺激性)

スズ : 気道刺激性(HSDB, Access on July 2019)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 製品 : 区分1 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

成分データ(日本公表根拠データ) : 区分1

スズ : 肺(ACGIH, 7th 2019)

鉛 : 造血系、心血管系、免疫系、中枢神経系、末梢神経系、  
腎臓 (DFGOTvol.17, 2002)

誤えん有害性 : データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性	: データなし
水溶解度	: スズ : 溶けない(ICSC, 2004) 鉛 : 溶けない(ICSC, 2002)
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
他の有害影響	
オゾン層への有害性	: データなし

## 13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報	
廃棄物の処理方法	: 内容物／容器を地方／国の規則に従って廃棄すること。 承認された廃棄物集積場で処理する。 下水、地中、水中への廃棄を行ってはならない。
汚染容器及び包装	: 内容物を使い切ってから、容器を廃棄すること。

## 14. 輸送上の注意

## 国連番号、国連分類

国連番号又はID番号	: 該当しない
正式輸送名	: 該当しない
分類又は区分	: 該当しない
容器等級	: 該当しない

## IMDG Code(国際海上危険物規程)

国連番号又はID番号	: 該当しない
正式輸送名	: 該当しない
分類又は区分	: 該当しない
容器等級	: 該当しない

## IATA(航空危険物規則書)

国連番号又はID番号	: 該当しない
正式輸送名	: 該当しない
分類又は区分	: 該当しない
容器等級	: 該当しない

## 環境有害性

海洋汚染物質(該当／非該当) : 非該当

特別の安全対策 : 食品、飼料と一緒に輸送してはならない。

MARPOL 73/78 付属書 II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質

: バルク輸送におけるMARPOL条約付属書 II 及びIBCコードによる  
ばら積み輸送される有害液体物質に該当しない。

MARPOL条約付属書 V : HME(海洋環境に有害)

生殖毒性 : 区分1, 1A, 1B 該当物質 : 鉛

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1 該当物質 : スズ、鉛

国内規制がある場合の規制情報 : 船舶安全法に該当しない  
航空法に該当しない

## 15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則／法令

- 毒物及び劇物取締法 : 該当しない
- 労働安全衛生法 : 特化則に該当しない  
有機則に該当しない  
粉じん障害防止規則(令19号)  
スズ、鉛  
名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物  
名称表示危険／有害物  
スズ(別表第9の322)、鉛(別表第9の411)  
名称通知危険／有害物  
スズ(別表第9の322)、鉛(別表第9の411)
- 化学物質管理促進(PRTR)法 : 特定第1種指定化学物質  
鉛及びその化合物(鉛として)(59%) (59%)(管理番号697)
- 消防法 : 該当しない
- 化審法における特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質  
: 該当しない
- じん肺法 : スズ、鉛
- 大気汚染防止法  
ばい煙 : 有害物質 政令第1条第1号から第5号  
鉛(政令第1条第4号)
- 廃棄物処理法  
特別管理産業廃棄物 : 特定有害産業廃棄物  
鉛 法令番号3 : 埋立処分判定基準 $\leq 0.3\text{mg-Pb/liter}$
- 土壌汚染対策法  
第二種特定有害物質 重金属等  
鉛 政令番号20 : 含有量 $\leq 150\text{mg/kg}$   
溶出量 $\leq 0.01\text{mg/liter}$   
第二溶出量 $\leq 0.3\text{mg/liter}$   
地下水 $\leq 0.01\text{mg/liter}$   
土壌環境 $\leq 0.01\text{mg/liter}$
- 水質汚濁防止法 : 有害物質  
鉛 法令番号4 :  $0.1\text{mg-Pb/liter}$
- 製品中の含有量や使用・保管する総数などの諸条件、また法令の改正により、必ずしも適用されるものではありません。  
詳しくは各法令をご確認ください。



---

## 16. その他の情報

### 参照文献及び情報源

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, UN  
Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 22nd edit., 2021 UN  
IMDG Code, 2022 Edition (Incorporating Amendment 41-22)

IATA航空危険物規則書 第65版(2024年)

2020 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)

2024 TLVs and BEIs. (ACGIH)

JIS Z 7252 : 2019

JIS Z 7253 : 2019

2023 許容濃度等の勧告(日本産業衛生学会)

厚生労働省 基安化発0111第1号(令和4年1月11日)

Supplier's data / information

記載内容は、現時点で入手できる資料・データ等に基づいて作成しておりますが、製品の適応性・安全性を保証するものではありません。取扱いには十分注意してください。

このデータの使用による損失や損害について一切責任を負いません。ご使用者の責任において安全対策を実施の上、取扱い願います。

---